

中国の労働政策

2013.10

リクルートワークス研究所 主任研究員

中村 天江

1. 労働市場の概況

中国は、共産党による事実上の一党独裁体制のもと、社会主義市場経済を進める特殊な国である。1949年の建国以降、社会主義に移行した中国では計画経済のもと、国家がすべての生産手段を保有し、生産計画にのっとり人民を労働に割り当てていた。この時代は終身で就労が保証されるかわりに、自ら仕事を選択したり辞めたりすることは許されず、また資本は国家が独占していたことから、労働市場という概念そのものが存在しなかった。しかしながら中国が、近代化を進めるために、1978年に改革・開放路線に転換したことによって、市場経済の原理が導入され、国営企業とは異なる多様な企業所有形態が認められるようになっていく。

中国の労働政策を概観するうえで重要なことは、中国には今もなお計画経済の名残が色濃く残っているということである。計画経済を支えるための戸籍制度のために国内であっても自由な移動が許されなかったことは、とりわけ中国の労働市場に大きな影響をもたらしている。具体的には、改革・開放政策は沿岸都市部から進められたものの、農村部から都市部への移動が著しく制限されてきたために、現在、都市部と農村部には経済発展に大きな格差が発生し、都市部の発展のかけで対策が放置されてきた農村部の社会保障や教育などの社会制度の整備が急務となっている。

中国のもうひとつの特殊性は、国有企業の改革と企業所有形態の多様性の進展である。計画経済

のもとでの中心的役割を果たしてきた国営企業は、その生産性の低さが批判の対象となり、民営化やリストラなどの抜本的な改革が進められてきた。近年では政府が国有企業の担うべき重点分野を定めたために、エネルギーや通信、金融などいくつかの領域では国有企業が独占的な収益をあげるようになり「国退民进」から「国進民退」になったとまでいわれているが、国有企業の改革過程で多数の失業者が発生したため、その対策は重要な政策課題と位置付けられている。

さらに近年では、大学の増加と進学率の上昇にともない、大学を卒業しても就職できない若者が増加している。経済発展を支える高度人材の育成・輩出のために政策的に大学生を増やしてきたものの、1980年には約15万人しかいなかった大学生が、2011年には600万人を超えるまでに急増したことによって、大学生の質の変容が著しく、就職する仕組みの整備もこの急激な増加においっていない。とくに大卒者の受け皿となるホワイトカラーの労働市場は、ブルーカラーの労働市場に比べ未成熟のままである。そのため若年向き労働政策の最重点対象は大卒者となっている。

そこで本稿では中国の労働政策を以下の4つの観点で整理する。最初に失業者対策、次に大卒者向けの政策、さらに農村部戸籍の「農民工」向けの政策、最後にその他の労働政策の主要動向についてである。2008年の調査では農民工の約8割が35歳以下であり、農民工と大卒者は若年労働政策の異なる2つの対象ととらえることができる。

2.失業対策

中国人力資源・社会保障部「人力資源・社会保障事業統計」によれば、2011年の中国の(都市部)失業者は922万人、(都市部)失業率は4.1%である。中国の失業統計は都市部の一定の条件を満たした対象のみを集計したものであり、農村部の就業実態が加味されていないため、国際的な基準での失業率はもっと高いのではと指摘されているが、政府統計として得られる数値は上記のみである。2008年の世界金融危機以降、失業率は高止まりの状態にあり、失業対策は無視できない問題となっている。

政府がとりまとめた第12次5カ年計画(計画期間2011~2015年)においては、「新規雇用者を4500万人以上増加させ、失業率を5%未満に抑える」ことが数値目標としてうたわれ、下記の具体策が実施されている。

- ・大卒者に対する就業指導サービスの強化や内陸部への就職促進
- ・計画的な職業訓練による人材育成・就業促進
- ・新興産業の創業支援などによる雇用創出
- ・全国の求人情報の公共サービスネットワークの設立・試行
- ・失業保険基金の支出範囲の拡大やリストラなどにもなう再就職支援

3.大卒者に対する労働政策

中国で大卒者の就職が難しくなっている要因は主に3つである。第1に、前述したように中国では大卒者の増加が著しく大学生数は約30年で40倍にもなっているため、大学生といってもかつてに比べれば能力の低い者が少なからず生まれている。第2に、その一方で中国ではこれまで大卒の社会的地位が

高かったがゆえに、個人の側が能力以上に就職先や仕事を高望みする傾向があり、ミスマッチが発生している。第3に、中国では大企業など一部の企業を除くと、中途採用を主に即戦力となる人材を調達しようとする傾向が強いため、そもそも新卒に開かれている門戸には限りがある。

とりわけ2008年の世界金融危機のあとには深刻な就職難が発生し、政府は下記のような緊急雇用対策を実施した。

- ・3年間で100万人を雇用するインターンシップ計画
- ・高等職業教育改革の加速と職業訓練学校卒業生の雇用促進
- ・アウトソーシング産業の人材育成強化と卒業生の雇用促進

その後、就職率は好転しつつあり、2012年に政府が発表した就職率は前年から1.2ポイント上昇し77.8%となっている。現在、国務院は大卒者に対して5項目の対策を強化する通達を発表している。

- ・大卒者の雇用の積極的な開拓
- ・大卒者の自主起業の奨励
- ・インターンシップや技能研修への参加の支援
- ・「一対一」の職業指導など、就職活動のサポート
- ・中西部農村や都市基層組織(末端組織・機関・団体)への就職の誘導

4.農民工に対する労働政策

「農民工」とは、戸籍身分は農民で、土地を所有しているが、主に非農業産業に従事しており、賃金を収入源に生活している者を指す。その数は2011年には2億5,000万人を超え、うち農村部から都市部に出稼ぎに出る農民工は1億6,000万人弱、地元で就業している者が約9,000万人である。

中国の経済発展は沿岸部から進んだため、以前は沿岸都市部に出稼ぎに出る農民工が多かったが、近年では沿岸部に出る農民工の割合は減少傾向にある。一人っ子政策によって親元を離れたがらない、子どもを出したくない家庭が増え、さらに産業発展が進むにともない内陸部でも十分な労働力の需要も生まれるようになったからだ。そのため北京・上海・天津などの東部地区ではブルーカラー労働者の不足が顕著になっている。

第12次5カ年計画(計画期間2011～2015年)では、以下の方向性が打ち出された。

- ・都市部と農村部の労働者が平等に就業できる制度の整備
- ・地区別の指導の強化(東部:雇用の質の向上、中西部:産業間の労働力移転)
- ・農村部余剰労働力4,000万人の移転就業の促進
- ・農民工のUターン創業のサポート

さらに政府は、農民工の労働契約締結率や社会保険加入率の向上や賃金支払いの取り締まりの強化を進めている。

5. その他の主要労働政策の動向

(1) 高齢者向けの政策

中国ではすでに労働人口がピークアウトし、今後、高齢化が急速に進展していく。2012年時点で、65歳以上が人口に占める割合は9.4%、これが2050年には人口の約4分の1になると予想される。

しかしながら、高齢者向けの雇用政策は大きな政

策課題であるものの失業対策が優先され、積極的な取り組みは行われていない。

(2) 女性向けの政策

中国では男女平等の実現は文明進歩を評価する重要なバロメーターと位置づけられてきた。中国国家統計局「中国労働統計年鑑」によれば、都市部の就業者に占める女性比率は2007年時点で、国有企業で38.8%、非国有企業で40.9%となっている。だが、このように平等をうたう中国であっても、定年年齢は男女で異なり(例:国有企業 男性労働者・職員は60歳、女性労働者は50歳、女性職員は55歳)、賃金水準にも男女で差がある。女性が性別を理由に就職差別にあうことも少なくない。

2011年、国務院が発表した「中国婦女発展概要(2011～2020年)」では下記がうたわれている。

- ・今後10年間で雇用における性別による差別をなくす
- ・女性の就業割合を40%以上に保持する
- ・高度専門技術職における女性の割合を35%にする
- ・男女の収入の差を縮小する
- ・女性の労働安全の保障、職業病の発生率の低下

参考文献

- ・厚生労働省「2011～2012 海外情勢報告」
- ・趙瑋琳(2012)「中国における大学生の就職現状」富士通総研
- ・石塚浩美(2010)「中国労働市場のジェンダー分析」勤草書房

出典

- ・厚生労働省「2008～2009 海外情勢報告」
- ・厚生労働省「2011～2012 海外情勢報告」
- ・中国国家統計局「2011 農民工動態調査報告」
- ・江田真由美(2013)「中国 高齢者ビジネスに参入するには」ジェトロセンサー